

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	日本-キルギス間租税条約の認識の差	<p>・日本の財務省は、キルギス共和国との租税条約は旧ソ連との租税条約が承継されているとの立場を取っている。</p> <p>一方、キルギスでは当該旧ソ連との租税条約はキルギス議会で承認されておらず、日本とキルギス間の租税条約は存在しないという立場が取られている。両国において租税条約に関する共通の認識が図られていないことにより、本来であれば租税条約によって達成されるべき「課税関係の安定（法的安定性の確保）」や「二重課税の排除」が妨げられている。</p> <p>具体的な影響として、日本企業がキルギス企業から支払を受ける場合や事業進出をする際に実質的に租税条約の適用を受けられない状況となっている。また、日本側としては租税条約が存続するという立場を取っているため、租税条約に反して課された税額について外国税額控除も適用出来ない状況となっている。</p> <p>具体例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 一建設工事やそれに付随するサービスに起因する恒久的施設の認定要件 一旧ソ連との租税条約（4条2項）：12か月を超える期間の存続 一キルギス国内税法（28条2項8）：建設現場が183日を超える期間存続する場合もしくは付随するサービスが任意の12か月間において183日を超える期間の存続 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・両国間の認識の差の早急な解決。 ・新たな日本とキルギスとの租税条約の締結 ・両国の認識の齟齬による不利益は、不利益を被った個人・企業の居住国において措置を取ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/tax_convention_list_jp.html#c4 ・Resolution No. 189 issued on May 5, 1993 of Kyrgyz Republic ・キルギス国内税法3条 https://mineconom.gov.kg/en/search?title=tax+code